

法 学 号 外
平成 29 年 5 月 10 日

各 私 立 学 校 長
 (高・特)
 高等課程を置く各私立専修学校長 } 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

日本学生支援機構奨学金に係る平成 29 年度実施内容について
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 半田

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

学支企第 87 号
平成 29 年 5 月 2 日

各都道府県知事部局 私立高等学校
及び専修学校高等課程担当課長 殿
各都道府県教育委員会 高等学校担当課長 殿

独立行政法人日本学生支援機構
貸与・給付部長 松田明宏
(公印省略)

日本学生支援機構奨学金に係る平成 29 年度実施内容について (お知らせ)

本機構業務につきましては、平素格別のご高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本機構では、大学等に進学を希望する生徒が経済的な事情から進学を断念することのないよう、進学後の奨学金を高等学校等在学中に予約する「大学等奨学生予約採用制度」を設けています。

本制度の実施につきましては、各関係の皆様の特別のご協力によって多くの生徒が申込みを希望する状況にあり、平成 28 年度の貸与奨学金申込者数は 30 万人を超える規模となっております。改めて、日頃のご協力にお礼申し上げます。

このたび、平成 30 年度大学等奨学生採用候補者の推薦依頼について、別添 (下記①及び③) のとおり、平成 29 年 4 月 28 日付けで貴課担当の各学校長宛に通知させていただきました。

従来から実施している貸与奨学金については、第一種奨学金の貸与人数の拡大を図り、基準を満たす希望者全員を第一種奨学生採用候補者として決定することとしております。

また、新たに実施する給付奨学生採用候補者の推薦については、「給付奨学生採用候補者の推薦に係る指針 (ガイドライン)」に基づき、各学校の教育目標を踏まえた推薦基準を策定の上、推薦枠の範囲内で適格者を推薦するようお願いしております。

つきましては、奨学金を希望する生徒が申請の機会を失うことがないように、管下の各学校や保護者の方等に対して本制度利用について周知くださるよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 添付資料

【貸与奨学金関係】

- ① 平成 30 年度大学等第一種・第二種奨学生採用候補者の推薦について (依頼)
- ② 貸与型奨学金「平成 30 年度入学者用 奨学金案内 (国内大学等予約用)」

【給付奨学金関係】

- ③ 平成 30 年度大学等給付奨学生採用候補者の推薦について (依頼)
- ④ 給付奨学生採用候補者の推薦に係る指針 (ガイドライン)
- ⑤ 給付型奨学金「平成 30 年度進学予定者用 給付奨学金案内」

2. 日本学生支援機構奨学金に係る各種情報 (ホームページ)

- トップページ <http://www.jasso.go.jp/>
- 諸規程に関するページ <http://www.jasso.go.jp/about/disclosure/kitei/index.html>

以上



【連絡先】独立行政法人日本学生支援機構貸与・給付部企画課 業務管理係

TEL: 03-6743-6694 FAX: 03-6743-6097



学支企第80号
平成29年4月28日

各
高等学校長
中等教育学校長
特別支援学校長
高等課程を置く専修学校長
殿

独立行政法人日本学生支援機構
理事長 遠藤 勝裕

(印影印刷)

平成30年度大学等第一種・第二種奨学生採用候補者の推薦について(依頼)

本機構業務につきましては、平素より格別のご高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本機構では、昨年度同様、平成30年度に大学等へ進学を予定している者を対象とした第一種及び第二種奨学生採用候補者の推薦を受け付けます。

つきましては、別紙「平成30年度大学等貸与奨学生採用候補者の推薦について」に記載の内容にご留意のうえ、奨学金希望者への周知及び適格者の推薦について、よろしくお取り計らい願います。

今年度においては、第一種奨学金の貸与人数の拡大を図り、基準を満たす希望者全員を第一種奨学生採用候補者として決定することとしております。また、東日本大震災で被災したことにより今なお家計状況が厳しい世帯の生徒については、昨年度同様、第一種奨学金について「復旧・復興枠対象者」としての募集を行います。

申込希望者に対しては、本奨学金が貸与制であることを含めた制度の内容や手続方法等を十分に説明いただくとともに、申込みにあたっては所定の期限までに必要な手続きをとるようご指導ください、特に、進学の希望がありながら経済的な不安がある生徒に対しては、予約採用への申込みを検討するようご指導をお願いいたします。

なお、平成30年度進学予定者の給付奨学生採用候補者の推薦依頼文については、別途お送りします。

今後とも本機構の奨学金事務の遂行につきまして、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【本件に関する照会先・書類の提出先(学校担当者専用)】

〒162-8431 東京都新宿区市谷本村町10-7

日本学生支援機構 貸与・給付部 採用課 予約採用係

TEL: 03-6743-6037 FAX: 03-6743-6670

平成30年度大学等貸与奨学生採用候補者の推薦について

貸与奨学金の推薦にあたっては、以下の内容及び3月に送付した「貸与型奨学金 推薦事務のてびき」を参照の上行ってください。

貸与奨学金と給付奨学金の両方を希望する生徒は、インターネットによりそれぞれの申込を同時に行うこととなりますので、生徒への説明や「奨学金案内」の配付は、給付奨学金についてもあわせて実施いただくようお願いいたします。なお、給付奨学金の推薦依頼については、別途お送りします。

1. 申込・推薦期間及び候補者決定時期

申込・推薦期間及び候補者決定時期は、下表のとおりです。

第二種奨学金については、申込・推薦回数を原則2回とし、本人の責めに帰すことができない事情（家計急変や就職内定取消による進路変更等）により第2回期限までに申込みができなかった生徒についてのみ、予備回において申込・推薦を受け付けます。ただし、予備回は申込・推薦期間が大変短く、候補者決定の時期は3月中旬となりますのでご承知おきください。

なお、給付奨学金は貸与奨学金と同時に申込みこととしており、第1回の日程でのみ申込・推薦を受け付けます。

回	募集対象		申込期間 (インターネットによる申込)	推薦期間 (インターネットによる推薦)	書類機構 到着期限	候補者 決定時期
	第一種	第二種				
第1回	○	○	5月15日(月) ～7月19日(水)	5月16日(火) ～7月20日(木)	7月24日 (月)	10月下旬
第2回	△	○	10月26日(木) ～11月27日(月)	10月27日(金) ～11月28日(火)	11月30日 (木)	2月下旬
予備回	△	○	平成30年1月16日(火) ～1月18日(木)	平成30年1月17日(水) ～1月19日(金)	1月23日 (火)	3月中旬

生徒に対しては、特に以下の点についてのご指導・ご周知をお願いします。

- ◇ 少しでも進学の希望があり、かつ経済的な不安がある場合は、奨学金の申込みを検討すること。
- ◇ 申込みは、必ず第1回又は第2回（第二種のみ）のそれぞれの申込期間内で行うこと。また、締切日に十分注意の上、余裕をもって申し込むこと。

2. 低所得世帯の生徒に係る第一種奨学金の成績基準の実質的撤廃

平成29年度進学者から、評定平均値が3.5に満たない者であっても、以下の①のいずれかに該当する生徒については、第一種奨学金の学力基準について②を適用できることとなりました。

- ① 家計支持者が住民税非課税（市区町村民税所得割が0円）であること、生活保護受給世帯であること又は社会的養護を必要とする者（児童養護施設退所者等）であること
- ② 以下のいずれかに該当する者
 - ・ 特定の分野において特に優れた資質能力を有し、大学等への進学後、特に優れた学習成績を収める見込みがあること。
 - ・ 大学等における学修に意欲があり、大学等への進学後、特に優れた学習成績を収める見込みがあること。

評定平均値が3.5未満の者を第一種奨学生に推薦する場合は、申込時に家計支持者（2人いる場合は2人とも）が住民税非課税であることを示す平成29年度「非課税証明書」、生活保護受給世帯の者であることを示す「生活保護受給証明書」又は社会的養護を必要とする者であることを示す「施設在籍証明書」若しくは「里親委託証明書」の提出が必要となります。

3. 第一種奨学金の家計基準の変更

経済的な理由により進学が困難な状況にある者への奨学金制度拡充の一環として、平成30年度進学者の選考から、従前の家計基準において不適格となる者であっても、家計支持者が住民税非課税である者、生活保護受給世帯の者又は社会的養護を必要とする者である場合は、第一種奨学金の家計基準を満たす者として取扱います。（第二種奨学金及び第一種・第二種併用貸与に係る家計基準は従前のとおりであり、本取扱いの適用はありません。）

家計支持者（2人いる場合は2人とも）が住民税非課税等である第一種奨学金申込者に対しては、インターネットにて非課税等である旨の入力を行い、収入に関する証明書類等に加えて平成29年度「非課税証明書」等（上記2.参照）を提出するようご指導ください。

4. 第一種奨学金貸与月額の新設（平成30年度進学者から）

平成30年度進学者から、それぞれの状況に応じ必要な金額を貸与できるよう、第一種奨学金において貸与月額を新設（網掛け部分）することになりました。

また、奨学金申込み時における家計支持者の年収が「併用貸与」の家計基準（目安：本人、父、母及び中学生の4人世帯で年収686万円）を超える場合は、各区分の最も高い貸与月額以外からの選択となります（太枠部分）。最も高い月額の利用可否については、採用候補者決定時にお知らせします。

なお、月額の新設は平成30年度となるため、今年度の申込み時は従来の貸与月額の中から選択し、進学後（平成30年度）に提出する「進学届」において選択し直すこととなります。

奨学金の申込みを希望する生徒に対しては、別途お送りしている「日本学生支援機構奨学金新制度のお知らせ」の配付等により、貸与月額の新設についてご周知いただくようお願いいたします。

【平成30年度以降進学者の第一種奨学金貸与月額】

進学先	国公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大 学	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円
	30,000円	40,000円	40,000円	50,000円
		30,000円	30,000円	40,000円
		20,000円	20,000円	30,000円
短期大学 専修学校（専門課程）	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
	30,000円	40,000円	40,000円	50,000円
		30,000円	30,000円	40,000円
		20,000円	20,000円	30,000円

5. 東日本大震災に係る奨学金申込者の取扱い（第一種奨学金）

昨年度同様、東日本大震災の被災世帯の生徒を対象とした第一種奨学金の募集を行います。条件に該当する生徒の推薦について、遺漏のないようご対応をお願いします。（「貸与型奨学金 推薦事務のてびき」45 ページ参照）

6. 第一種奨学金に係る機関保証料の引き下げ

機関保証制度を選択すると、奨学金振込時に保証料が差し引かれますが、平成 29 年度採用者から、第一種奨学金に係る保証料が引き下げられました。

（例：月額 5.4 万円借りた場合、差し引かれる保証料月額が 2,269 円から 1,928 円に引き下げ）

7. 返還方式の選択について（第一種奨学金）

平成 30 年度進学者から、第一種奨学金について、申込時に返還方式（「所得連動返還方式」又は「定額返還方式」）を選択することとなりました。なお、申込時に選択した返還方式は、進学後に提出する「進学届」において選択し直すことが可能です。

「所得連動返還方式」を選択した場合、保証制度は「機関保証」とすることが必須となります。また、進学後に個人番号（マイナンバー）を提出することが必要となります。

8. マイナンバー制度について

平成29年度は奨学金申込時に、個人番号（マイナンバー）を利用した情報取得を行わないため、各学校における業務に変更はありません。

申込時に提出する書類は個人番号の記載のないものを提出するよう生徒にご周知いただくとともに、万一、記載された書類が提出された場合は、返却のうえ記載のない書類を提出させる等の対応をお願いします。

9. 「入学時特別増額貸与奨学金」について

奨学金の振込は、大学等に進学し、進学届を提出した後に始まりますので、「入学時特別増額貸与奨学金」を申込み生徒に対しては、「入学時特別増額貸与奨学金」を含め、奨学金の振込時期は進学後であることを十分にご周知ください。

なお、入学前に一括してまとまった資金が必要な場合は、労働金庫の「入学時必要資金融資」（労金つなぎ融資）制度又は日本政策金融公庫等の教育貸付制度を生徒にご案内ください。

10. 推薦上の留意点

（1）奨学金の貸与月額については、借り過ぎ防止の観点から、家庭の経済状況や返還の負担等を考慮し、学生生活を送る上で必要となる適切な金額を選択するようご指導をお願いします。

（2）推薦は、募集回ごとに各学校 1 回としてください。（複数回に分けて行くと推薦状況（既済・未済）の管理が必要となるなど、各学校における事務が煩雑化しトラブルの原因となります。）

（3）課程ごとにユーザIDがある学校においては、生徒・学校ともに、それぞれの課程に応じたユーザIDをご使用いただくようお願いします。なお、パスワードは全課程共通です。

<例> ユーザID 全日制：29900101 定時制：29900104 の学校の場合

申 込	学校が 299001 01 で推薦	学校が 299001 04 で推薦
全日制課程の生徒は 299001 01 で申込	○（推薦可能）	×（推薦不可）
定時制課程の生徒は 299001 04 で申込	×（推薦不可）	○（推薦可能）

(4) 「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」は、「受付番号」（インターネットによる申込入力終了後に発行される番号）が記入されていることを確認してください。

(5) 推薦後に変更・訂正可能な項目と変更・訂正手続き時期

進学届提出時までの変更・訂正可能項目は、下表のとおりです。生徒には、インターネットによる申込みの時点から、「貸与型奨学金 奨学金案内」等をよく読んで正しく入力するようご指導ください。

変更・訂正可能な項目	変更・訂正手続き時期	
	①進学前 (第1回のみ)	②進学届提出時 (インターネット)
貸与月額	/	○
入学時特別増額貸与奨学金貸与額（該当者のみ）		○
入学時特別増額貸与奨学金の辞退（該当者のみ）		○
奨学金振込口座（「口座未開設」の方は新規登録する必要があります。）		○
保証制度（人的保証・機関保証）		○
利率の算定方法（利率固定方式・利率見直し方式）		○
本人生年月日		○
性別		○
返還方式（所得連動返還・定額返還）		○
本人氏名（機械上、一部対応できない文字があります。その場合は、通用字体もしくは仮名表記となります。）	○	/
併用貸与採用候補者の一方（片方）辞退	○	

※「① 進学前（第1回のみ）」は、第1回の採用候補者決定時に送付する所定の願（届）様式を本機構へ提出することにより変更できます。

※「② 進学届提出時」は、平成30年4月以降、進学後に、インターネットによる進学届を提出する際に、その画面上で変更できます。

貸与奨学金の推薦の具体的な手順は、「貸与型奨学金 推薦事務のてびき」に基づいて行ってください。また、学校担当者用ホームページ掲載の「奨学金事務に関するQ&A」もご活用ください。「奨学金事務に関するQ&A」は、各学校からの照会等を集約し、適宜更新しています。

なお、学校担当者用ホームページにおいては、「貸与型奨学金 推薦事務のてびき」をはじめ予約採用関係書類がダウンロードできますのでご利用ください。

http://www.jasso.go.jp/shogaku_tantoshu/login.html

※IDとパスワードを入力してログインしてください。

〒
住所

学校名
(奨学金担当部署) 御中 学校番号

学支企第 81 号
平成 29 年 4 月 28 日

長 殿

独立行政法人日本学生支援機構
理事長 遠藤 勝裕

(印影印刷)

平成 30 年度大学等給付奨学生採用候補者の推薦について (依頼)

本機構業務につきましては、平素より格別のご高配を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、本機構では、平成 30 年度に大学等へ進学を予定している者を対象とした奨学生採用候補者について、下記のとおり、推薦枠の範囲内で適格者の推薦を受け付けます。

つきましては、別紙「平成 30 年度大学等給付奨学生採用候補者の推薦について」に記載の内容にご留意のうえ、給付奨学金希望者への周知及び適格者の推薦について、よろしくお取り計らい願います。

また、平成 29 年 4 月 20 日付事務連絡「給付奨学生採用候補者の推薦に係る指針について」にてお示した「給付奨学生採用候補者の推薦に係る指針(ガイドライン)」(以下「ガイドライン」という。)について、今回改めてお送りしますので、各学校におかれましては、「ガイドライン」に基づき、各学校の教育目標を踏まえた推薦基準を策定の上、当該推薦基準に照らして適格者の選考を行っていただくようお願いします。

なお、社会的養護を必要とする生徒については、推薦枠にかかわらず、推薦基準を満たす該当者全員の推薦を受け付けます。

今後とも本機構の奨学金事務の遂行につきまして、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 推薦区分及び推薦枠

区分	対象課程	推薦枠 (人)
給付奨学生	すべての課程 (全日制、定時制、通信制)	

※ 1 推薦枠の人数は、課程(全日制、定時制及び通信制)・校舎等の別によらず1つの学校全体に対して配分しています(ただし、本校と分校はそれぞれに配分しています)。学校全体(推薦枠の配分単位)で取りまとめの上、推薦枠の範囲内で給付奨学生採用候補者を推薦してください。

※ 2 社会的養護を必要とする生徒については、推薦枠の範囲外で推薦することができますので、ご注意ください。

以上

(給付_高校等)

平成30年度大学等給付奨学生採用候補者の推薦について

各高等学校等において、「給付奨学生採用候補者の推薦に係る指針（ガイドライン）」に沿って定める推薦基準に基づき、推薦すべき生徒を選考した上で、推薦枠の範囲内で人数を推薦してください。給付奨学生採用候補者の推薦事務にあたっては、「給付奨学生採用候補者の推薦に係る指針（ガイドライン）」及び「給付型奨学金 推薦事務のてびき」をご確認の上、行ってください。

貸与奨学金と給付奨学金の両方を希望する生徒は、インターネットによりそれぞれの申込を同時に行うこととなりますので、生徒への説明や「奨学金案内」の配付は、貸与奨学金についてもあわせて実施いただくようお願いいたします。なお、貸与奨学金の推薦依頼については、別途お送りしています。

1. 申込・推薦期間及び候補者決定時期

給付奨学金の申込・推薦期間及び候補者決定時期は、下表のとおり貸与奨学金の第1回と同じ日程で、1回のみとなります。

回	募集対象	申込期間 (インターネットによる申込)	推薦期間 (インターネットによる推薦)	書類機構 到着期限	候補者 決定時期
第1回	給付奨学金 及び貸与奨学金	5月15日(月) ～7月19日(水)	5月16日(火) ～7月20日(木)	7月24日 (月)	10月 下旬

なお、インターネットによる申込みを行わない生徒（給付奨学金のみ希望する生徒）についても、インターネットにより申込みを行う生徒（貸与奨学金と給付奨学金の両方を希望する生徒）とあわせて選考を行った上で、7月24日（月）の書類機構到着期限迄に推薦を行ってください。

2. 給付奨学生の推薦枠

- ① 推薦枠の人数は、課程（全日制、定時制及び通信制）・校舎等の別によらず1つの学校全体の合計推薦可能人数として配分していますので、ご注意ください。ただし、本校と分校についてはそれぞれに配分しています。
- ② 推薦枠を超過して、採用候補者を推薦しないようにしてください。推薦枠を超過して推薦があった場合は、推薦枠の範囲内に収まるよう、推薦を取り下げいただくことになります。
- ③ 社会的養護を必要とする生徒については、推薦枠の範囲外で推薦することができます。
- ④ 推薦枠の範囲内で推薦された者については、機構での審査の結果、必要書類が揃っていることが確認できた場合は、全員を給付奨学金の採用候補者として決定する予定です。
- ⑤ 推薦後、推薦枠の範囲内での推薦者入れ替えには対応いたしかねます。また、採用候補

者となった者が進路変更等により給付奨学金を必要としなくなった場合は、その分を別の者に振り替える等の調整はできません。

⑥ 推薦枠には、申込時において高等学校等を卒業後2年以内の者を含みます。

3. 推薦書類

以下の書類について学校で取りまとめの上、機構に送付してください。

なお、送付前に、推薦人数が推薦枠の範囲内であることを必ずご確認ください。

機構提出書類	備考
① 給付奨学生推薦者に係る書類の送付について（様式1）	各学校1部
② 給付奨学金確認書（申込書）	各生徒1部
③ 給付奨学生採用候補者推薦書（様式2）	給付奨学金のみを申込み生徒分のみ
④ 住民税非課税世帯に関する証明書类等 （非課税証明書、生活保護受給証明書、施設在籍証明書等）	各生徒分
⑤ 親権者の同意を得られない未成年者の必要書類	該当生徒分のみ

※ インターネットによる申込・推薦は学校内の区分ごとに行うことができますが、推薦書類については、学校ごとに取りまとめてお送りください。

4. その他

給付奨学金のみ希望し、採用候補者に決定した生徒については、貸与奨学金の第2回及び予備回において、第二種奨学金を申込みできませんので、ご注意ください。（給付奨学金・貸与奨学金を問わず、予約採用での採用候補者決定は年度内で1回に限られます。）

貸与奨学金が必要となる可能性がある生徒については、インターネットにより貸与奨学金と給付奨学金の両方を申込みようにご案内ください。

なお、給付奨学金のみ希望していた生徒について、推薦枠の範囲外となり推薦できなかった場合等、採用候補者とならなかった場合は、貸与奨学金の第2回又は予備回において、第二種奨学金を申込みことができます。

学校担当者用ホームページにおいては、「給付型奨学金 推薦事務のてびき」をはじめ予約採用関係書類がダウンロードできますのでご利用ください。

http://www.jasso.go.jp/shogaku_tantoshu/login.html

※IDとパスワードを入力してログインしてください。

【本件に関する照会先・書類の提出先（学校担当者専用）】

〒162-8431 東京都新宿区市谷本村町10-7
日本学生支援機構 貸与・給付部 採用課 予約採用係
TEL：03-6743-6037 FAX：03-6743-6670